

今、特に王舅・正議大夫・使者・通事等の官の呉鶴齡・蔡堅等を遣わし、表箋文各一通を齎捧せしむ。夷梢を率領し、海船一隻に坐駕し、金靶鞘腰刀二把・銀靶鞘腰刀二把・黒漆靶鞘鍍金銅結束腰刀二十把・紅漆靶鞘鍍金銅結束衣刀十把・黒漆靶鞘鍍金銅結束鎗一十把・糸線穿鉄甲一領、鍍金護手護膝各全・鉄盔一頂・黒漆洒金馬鞍一坐、轡頭踏蹬前後牽軸各項件全・金彩画屏風二対・金面扇一百把・銀面扇二百把・水墨画扇二百把・紅銅五百斤・土糸綿二百斤・胡椒五百斤・土苧布一百匹・芭蕉布二百匹を装載し、京に赴き謝恩す。所^よ抛りて今差去する官員は、別に文憑無くば誠に所在の官司の盤阻して便ならざるを恐る。王府、除外に今、仁字第三十二号半印勘合符文を給し、都通事阮士乾等に付し、収執して前去せしむ。如し^も経過の関津把隘^{とこ}の去処及び沿海巡哨の官軍の驗実^じに遇わば、即便に放行し、留難し遅慢して便ならざるを得しむる母れ。須らく符文に至るべき者なり。

計開 赴京の

王舅一員 呉鶴齡 人伴十三名

正議大夫一員 蔡堅 人伴十六名

使者一員 栢寿 人伴五名

都通事一員 阮士乾 人伴五名

存留在船使者二員 毛統賢 万承慶 人伴四名

存留在船通事二員 蔡逢春 金正華 人伴四名

管船火長・直庫二名 林有柱 馬徳

右の符文は都通事阮士乾等に付し、此れに准ぜしむ

附搭の土夏布二百匹

崇禎六年（一六三三）十月十五日給す

符文

1-26-26

国王尚豊の、進貢のため正議大夫蔡錦等を遣わす符文

（一六三四、九、一一）

琉球国中山王尚（豊）、進貢の事の為にす。

今、特に正議大夫・使者・都通事等の官の蔡錦等を遣わし、咨を捧じ表箋を齎しむ。船隻に坐駕し、馬四匹・硫黄一万斤を載運して京に赴き進奉す。差去する員役は、別に文憑無くば誠に所在の官司の盤阻して便ならざるを恐る。合行^まに給照すべし。今、仁字第三十六号半印勘合符文を給し、都通事梁廷器等に付し収執して前去せしむ。如し^も経過の関津把隘^{とこ}の去処及び沿海巡哨の官軍の驗実^じに遇わば、即便に放行し、留難し遅慢して便ならざるを得しむる母れ。須らく符文に至るべき者なり。

計開 赴京の

正議大夫一員 蔡錦 人伴一十名

使者一員 毛紹賢 人伴五名

都通事一員 梁廷器 人伴五名

存留在船都通事一員 陳華 人伴四名

存留在船使者二員 盛世佐 吳德純 人伴四名

存留在船通事一員 蔡国材 人伴二名

一 管船火長・直庫二名 二郎 馬志

右の符文は都通事梁廷器等に付し、此れに准ぜしむ

附搭の土夏布二百匹

崇禎七年（一六三四）九月十一日給す

符文

1-26-27

国王尚豊の、謝恩のため長史鄭藩猷等を遣わす符文

（二六三五、二、一九）

琉球国中山王尚（豊）、謝恩等の事の為にす。

今、特に長史・使者・都通事等の官の鄭藩猷等を遣わし、表箋

を齎捧せしむ。船隻に坐駕し、具陳の方物の金結束金起沙魚皮紋

紅糸線纏靶金鑲全鞘腰刀二把・銀結束銀起沙魚皮紋紅糸線纏靶銀

鑲全鞘腰刀二把・鍍金銅結束紅漆鞘紅糸線纏靶腰刀十把・鍍金銅

結束紅漆鞘刀六把・鍍金銅結束黒漆鞘貼節金鎗六柄・満面金扇

五十把・満面銀扇五十把・貼金銀描画松鷹花帷屏一對・細嫩練光

土蕉布二十四・漂白土苧布二十四を解運して、京に赴き謝恩す。

抛りて差つかわす員役は、別に文憑ぶんびやう無くば誠に所在の官司の盤阻して

便ならざるを恐る。理として合に給照すべし。此の為に今、仁字

第三十八号半印勘合符文を給し、都通事鄭子業等に付し、収執し

て前去せしむ。如し経過の関津把隘とこらの去処及び沿海巡哨の官軍の

驗実に遇わば、即便に放行し、留難し遅悞して便ならざるを得し

むる母れ。須らく符文に至るべき者なり。

計開 赴京の

長史一員 鄭藩猷 人伴十名

使者一員 蔡秀 人伴五名

都通事一員 鄭子業 人伴五名

存留在船使者二員 吳得賢 楊富春 人伴四名

存留在船通事一員 王克善 人伴二名

管船火長・直庫二名 林士奇 茂度

右の符文は都通事鄭子業等に付し、此れに准ぜしむ

附搭の土夏布二百匹

崇禎八年（一六三五）二月十九日給す

注（一）蔡秀 鳥袋親雲上政長。一五七七—一六五七年。那覇蔡氏（渡

久地家）四世（『家譜（四）』二六九頁）。